

平成 20 年 5 月 1 日から

戸籍の窓口での
「本人確認」が
法律上のルールになります

不正な取得や虚偽の届出を防ぐために、住民票や戸籍証明書の交付請求及び届出をされる場合は、5月1日から窓口に来られた方の本人確認書類が必要になります。

* 窓口にくられた方が持ってくるもの

本人の場合	代理人または使いの方の場合
<ul style="list-style-type: none">・ 運転免許証・写真付住民基本台帳カード・国または地方公共団体の機関が発行した写真付の資格証明書等・ 印かん（みとめ印）	<ul style="list-style-type: none">・ 委任状・ 代理人または使いの方の運転免許証・写真付住民基本台帳カード・国または地方公共団体の機関が発行した写真付の資格証明書等・ 印かん（みとめ印）

* 上記の本人確認書類をお持ちでない方、その他詳細については役場住民課戸籍係にお尋ねください。

電話 26 - 1235